

○議長（五十嵐健一郎君）

伊藤議員。〔17番 伊藤文博君登壇〕

○17番（伊藤文博君）

新政会の伊藤文博です。

2点について、一般質問を行います。

1点目、市民参加の人づくりについて。

糸魚川市総合計画基本構想では、分権型社会に対応するため、市民の個性と能力を生かし市民と行政が情報の共有化を図り、市民コミュニティが主体となって考え行動することで、市民と行政の協働型まちづくりを進めるとなっています。

基本計画では、第6章、目立と協働のまちづくり、第1節、自主的・主体的なまちづくりの中で、市民参加の基礎づくりを計画に上げています。

市民協働の重要性が叫ばれて久しい中、また、その難しさも浮き彫りになってきていると思いますが、総合計画基本計画の中では、従来の手法のほかに具体的な手順が明らかにされていません。

次の点について伺います。

- (1) 市民参加を充実する意義をどうとらえていますか。
- (2) 市民参加を成功させるために必要なことは何だと思われませんか。
- (3) 市民参加の促進をどのように図るのか、具体的な施策はいかがですか。
- (4) 市民参加条例策定の必要があると思うがいかがでしょうか。

2、行政改革の平成19年度取り組みについて。

糸魚川市では合併を契機に、行政改革に取り組んでいます。

下記の平成19年度重点事項について、それぞれの計画（目標設定）と実行の際の留意点について、どのように認識して検討されているか伺います。

- (1) 地区公民館体制の検討見直し。
- (2) 補助金・負担金の見直し。
- (3) 使用料・手数料の見直し。
- (4) 公共施設等の適正な民間委託の検討。
- (5) 職員の削減。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長(米田 徹君)

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目、市民参加を充実する意義につきましては、行政主導の市政運営から市民の意向を市政の運営に反映していくことが重要であると認識しており、そのために市民参加を充実、促進していかなければならないと考えております。

2点目、市民参加を成功させるためには、参加意識を高めるための行政情報の提供、各事業の展開において市民が参加できる機会を拡充、まちづくりに対する協働意識の醸成に努めることが必要であるとと考えております。

3点目の市民参加促進のための具体的施策につきましては、市民懇談会の開催やご意見直通便、行政懇談会、各種審議会、委員会等への市民公募、アンケートやパブリックコメント制度の導入など、市民の意見を反映するよう努めておりますが、さらに市民参加を図るための検討をしてまいりたいと考えております。

4点目の市民参加条例の策定につきましては、市民参加が新市のまちづくりを推進する上で重要であることは十分認識いたしておりますが、その推進については地方自治法や本市の関係条例などの枠内で、実現できるものと考えております。

一般的に言われております自治基本条例のような、新たな条例の制定については考えておりません。

2番目の1点目、地区公民館体制の検討、見直しにつきましては、合併時、3地域での運営形態や組織が大きく異なっており、急激な変更は公民館活動に混乱を招く恐れがあるため、現行のまま新市に引き継ぎ、5年をめどに見直しを行うことといたしております。

これを受けまして、公民館制度の検討を進めてまいりましたが、早期に実現するべきとのご意見をいただき、現在、その趣旨に沿って自治組織や地区公民館役員との懇談会を、精力的に行っているところであります。

基本的には、公民館制度の枠を外し、地域づくりの活動などに幅広く取り組めるように組織を変更することと、急激な変更により活動の停滞を招くことのないよう配慮しながら、3地域の均衡を図ることを柱として、見直しを進めているところであります。

2点目の補助金・負担金の見直しにつきましては、旧市町からの引き継ぎで、目的や効果、積算根拠が不明確なものもあり、今後、20年度に向け精査をする中で、見直しを進めていきたいと考えております。

3点目の使用料・手数料の見直しにつきましては、特に使用料については、3地域でそれぞれ異なった取り扱いとなっており、合併協議では5年以内に見直すこととなっております。現在、庁内で見直し部会を設置し、作業を進めておりますが、受益者負担の原則のもとで、使用料と減免基準を統一する方向で検討を進めております。

なお、手数料につきましては、おおむね現行どおりでいきたいと考えております。4点目の公共施設などの民間委託につきましては、目標といたしまして、平成19年度は、民間活力導入の検討、20

年度は、推進方針の決定、21年度以降は、段階的に民間委託を進めていく計画といたしております。

5点目の職員の削減につきましては、行政改革大綱及び実施計画により推進しているところであります。平成19年度は641人であり、定員適正化計画による平成21年度における目標数は577人ありますが、少しでも早くこの目標数値が達成できるよう、努力してまいりたいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十・嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

まず、なぜ市民参加が必要なのか、住民参加が必要なのかということですが、現在、地方分権が強く言われています。2000年の地方自治法改正で、いろいろと国と地方の立場が見直されて変わってきました。これは地方の面倒は国がすべて見るわけじゃない、だから自立してやってくださいという状況になったわけですね。自立するということですから、自分たちでいろいろなことを決めていかなければなりません。

2000年までは国からの機関委任事務がかなりあって、国の指示に従って仕事を進めるという面も多かったわけですが、これがなくなって、法律の制限はあるものの、自分たちで判断し、決めていかなければならなくなった。

一方、国から地方へのお金の流れも変わってきています。これまでは国から補助金が幾ら入るのかというのが1つの基準になって、施設などをつくったり、行政サービスを行っていたという面があったと思います。

そのような行政執行の形、財政執行の形が積もり積もって、国と地方の借金は非常に大きなものになってきた。その中には、資産の裏づけがあるものもあるし、消費型の借金もあるでしょう。

しかし交付税削減によって、当初担保されたように、地方交付税で支給、補てんされるかというのは、総額の中で考えると、非常に疑わしい面も出てきているというふうに聞いております。このように非常に厳しい財政の中で、ない袖は振れない、地方は地方で頑張ってもらいたい。苦しくなった時点で、地方切り捨てにかかっているということも言えるのではないかと思います。

じゃあ実際の運営をどうしたらいいのかということで、市民参加が言われているわけです。市民参加と言いますと、皆さんは賛成します。しかし、現実にはその参加する人たちを集めることも、なかなか難しい現状もありますし、それから参加する皆さんは、いろんな考えを持っておられる。それをどのように取り上げていくのかは、非常に難しいと思われれます。

市民参加の難しさについて、市としてどのようにとらえていて、具体的に打開策、方策をお持ちかどうか、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

○総務企画部長(本間政一君)

今、議員お話のとおり、大変国からそれぞれの地方に権限移譲したり、財政的に厳しくなってきたております。そのようなことから、やはり地方がそれぞれ自主・自立をしなきやならんということで取り組んできている。

今、議員おっしゃるとおりでありまして、それにはやはり行政だけが先行して進めるんじゃないで、市民と一緒にいろんな政策をしたり、市の行政のやり方等を話しながら進めなきやならんという方向を、今、非常に言われてきておりまして、そのことをやはり進めなきやならんというふうに思っておりますが、今議員がおっしゃるようになかなか難しい。現実には、今までもそういうことを言ってきたわけですが、実際にやるという中では非常に難しいのがあります。

いろんな審議会を設けて公募をしても、ある程度は出ますが、同じ一定の方が出てきたり、あるいはパブリックコメントをしても、なかなか多くの意見が出ないというのが現実でありますことから、やはりこれら市民からも行政のいろんなものに参画したり、自分たちで自分たちのまちをつくらうじゃないかという、そういう意識をまず植えつけないか、考えを持っていただくという、そういうことから始めないと、なかなかいいことを言うんですが、現実には実行にはなかなかつながっていかないのが、これまでかなというふうに思っていますが、やはりいろんな機会を通じて呼びかけをし、先ほど市長が言っておりましたように情報を流したり、あるいはそういうものにだれでも参画できるような醸成に、また努めていかなければならないというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

今の部長のお答えですと、そのような現状があると。いろいろそれをやっていくけど、具体的にその困難さに対して、困難だからこそ、ここまでやらなきやいけないというようなところが、今のお話だとちょっと出てきてないですね。

その点について、ちょっとこれから話をしていきたいと思いますが、市民参加という言葉は耳慣れています。しかし、それを実行することには多くの時間と忍耐が必要、粘り強くやっていかなきやいけないということだと思います。それぞれの地域で、自分たちの地域に合った行政サービスを、求めていこうという意識が発生して、自治体の自立が言われるようになったわけですが、なかなか形として進んでこない。

今の現状で公募の委員さんを募集しても、そう多くの人数が集まらない。市民参加が進んでいるところだと、かなりな住民が応募してくるといような状況が見られています。ここの格差を、糸魚川市として埋めていかなきゃいけないわけですね。

もう1つ市民参加の意義というところで質問しますが、住民が持っている生活や経験の情報、これありますね。行政が持つ課題解決や制度の情報をうまく交換することで、地域の問題を解決することができるということだと思うんですが、今言ったこのことですね、お互いの持っている情報を交換するということについての意義についての認識はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

○総務企画部長(本間政一君)

非常に厳しい、なかなか難しいというふうに思っていますが、やはり政策を計画するに当たって、今お話にあったように行政からも出すし、市民それぞれがいろんなことを豊富に持っておるわけですが、それらを聞くということにも場を設けたり、そういうことに取り組むということが一番なのかなと思っています。それらをやることによって いろんな政策が自分たちのまちのこと、自分の地域のことにつながるのかなというふうに思っています。そのことをできるよに、また働きかけなきやならんというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

そこで市民参加を成功させるために、必要なことは何かというところへいくんですが、今2回の答弁で、難しいという話が出てきました。機会をつくらなければだめなんですね、参加の意欲を高めるということも必要ですし、それから職員側の意識も変えていかなきゃいけない。

ある地方都市での市民参加に関する市民の意識調査の結果ですが、市民参加と言われてもピンとこない部分があり、ほとんどの市民が同じだと思う。住民の現状は、一言で言えばお任せ行政であり、小さなまちほど、その傾向が強い。国政には関心を持つても、身近な市町村の行政には無関心な場合が多いというものがありました。どのように市民に関心を持ってもらって、市民活動につなげるかが重要であるということが、この意見からはうかがえます。

市民参加を成功させるために必要なことは、行政と市民の従来型からの意識改革であると思います。この点についての市側の認識と、もし同じ認識であるとしたら、この意識改革についての何か

施策を考えているかどうか、または既に実行しているものがあるかどうか、お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

○総務企画部長(本間政一君)

行政とすれば情報を流したり、参加をする機会を促して、よりしやすい状況をつくっていくというのが、仕事かなというふうに思っています。

ややもすると、やはりいろんな中では、それぞれの議員がおられるわけですので、市民の声が議員を通じて行政に通じているのは、意外と多いわけですので、やはりそこから辺から、一人ひとりのまた意識の変革というのも、必要なかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

私も部長が言われたように情報を流すということは大事だと思うんですね。ここで言うのは情報の伝達と共有というものが、この職員と市民の意識改革には重要であるというふうに私は思います。

住民が持つさっき言った情報ですね、それをうまく交換するためにも、やはりその情報伝達共有のシステムが必要になってくる。

これについては情報基盤整備の議論とも関連してきますので、市民参加の視点だけで伺いますが、情報共有、伝達の手法について、庁内の論議というのは進んでますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

○総務企画部長(本間政一君)

行政としましては、やらぱりホームページ、あるいは広報等が主になろうかなというふうに思っております。時にはそれぞれ自分の仕事の中で、リーフレットを活用したりしとりますが、なかなかその城から出ていないのが、現実かなというふうな感じをしています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

1つの例を挙げますが、市民憲章の作成については、糸魚川市の公式サイト上では公開されていませんね、策定経過ですよ。出ているのは、「広報いといがわ」のPDF版だけです。市民参加の視点から民間委員を委嘱して、市民憲章策定委員会を組織して、いずれパブリックコメントを求めるということを言っているんですから、策定委員会の審議過程からちゃんと公開して、市民の関心を高めていかなければ、パブリックコメントの段階になっても市民の意見というのは集まらないでしょう。これ通り一遍のことしかしないというのは、本当の意味で、市としては市民参加を望んでないからじゃないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

○総務企画部長く本間政一君)

市民憲章につきましても、今、委員の委嘱をしまして、それぞれご論議いただいているわけですが、やはりその経過の中でもポイントポイントなりを、市民に情報を流せということなんだろうと思ってます。そうしないと、なかなかそういうことが広まっていかないし、そういうことが行政に反映できないということだと思っていますので、やはり十分気をつけて、また過程の中のできるものは、出す方向でやっぱり取り組まなきゃならんというふうに思っています。それが市民参画につながるんだろうと思っておりますので。すべてがすべて出すということは、難しいと思っておりますが、そういう機会というのは、努めなきゃならんというふうに思っています。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文障君)

本当の意味で市民参加を望んでいながら、今のように何としても市民参加型社会をつくろうという姿勢を、徹底できないというような現状を見ますと、やはり先ほど出てきました意識改革の必要性を強く感じるわけですね。すなわち現在の市民参加に対する職員の認識が、生ぬるいんじゃないかと思えます。職員の市民参加に対する意識、庁内全般については、今の現状をどうとらえていますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健…郎君)

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長(米田 徹君)

お答えいたします。

私は市民参加が、今図られてないととらえておりません。非常にいろんな面で市民参加が図られておる中においては、100%でないものもありますし、まだまだその途上のものもあるわけでありませ

す。しかし私は一時期よりは、非常に市民参加が図られている部分があり、非常に市民が、今、積極的にいろんなものに取り組んでいる部分もあるわけでございますので、一律にやはり私はこれを判断できるものではないと思っております。

今ご指摘のような部分については、当然、改善をしたり、見直しをしていかなくちゃいけないものもあろうかと思うわけでございますが、そういう中で、私は市民参加をとらえていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

市民参加が図られていないとは、決して言っていません。どこまでやるかという話をしているんであって、本当の意味でそれが活発にいくのであれば、活発なものを望むのであれば、手法的なものをもっと検討していかなきゃいけない。

もう少しそれを進めていくのであれば、さっき言ったように、何としても市民参加型社会をつくらうという姿勢があれば、市民憲章の策定についてパブリックコメントを求めたときに、意見がたくさん集まるようにしようというふうを考えていくと、当然、審議過程を公開した方がいいと。そのために、仕組みづくりをしようとする職員が出てくるだろうという意味で言っとるわけですよ。

そこができてない現状から、逆に意識がどうなのかなということを質問してるわけですし、決して全くやっていないとか、そういうことでないんですよ。もっとよくするための、必要性の話をしているわけですね。

職員の意識改革は、ある学者に言わせると役所意識からの脱却、それから職員が行政サービスを生産する生産者という意識を持つ、行政サービスの営業マンであるという意識を持つということだと言われています。

企業であれば、つくった製品が売れなければつぶれてしまいます。企業が消費者の意向にかかわりなく、自分の売りたい製品をつくろうと思ったら、まず売れません。しかし、役所はつぶれませんよね。これはいいサービスだ、サービスの内容は非常にいいものだとします。という考え方だけでは、市民が要らないサービスを無理やり押しつけられる、または無理やりでなくても、それしか選択肢がないから買っているということになりかねない。

自由市場では、いかによい製品であっても売れるとは限らないですよ、その製品がすごいものであっても、消費者ニーズに合っているかどうか重要であるとともに、売り方にも工夫が必要になってきます。いかにいいサービスがあっても、住民との微妙な感覚のずれによって、せっかくのサービスが効率よく提供されないことにも成りかねない。

役所意識から脱却して、行政サービスを生産する生産者意識というものをもって、市民の皆さんと連携して問題を解決するというので、このような事例の問題ですね、この辺も解決できるというふうに思いますが、これについてはいかがですか。

〔議長〕と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

○総務企画部長(本間政一君)

大変難しいということで、これまでも話をしてきましたが、やはり市民の皆さんからも参加いただいたり、行政もそれらも取り組むということで、新たな取り組みも取り組んできたわけですので。

今回、1つの例を出しますと、さんさん子育てということで、民間の事業の方からも協力をしたり、職員がそれぞれへ協力に回ったりという、そういうような取り組みもしてきてるわけですので。ただ、いずれにしましても、今議員おっしゃるように、やっぱりその過程の中で取り組みというものを、明確にある程度位置付けしないと、なかなか今までのやり方から若干変えていかなければならんのかなと。

先ほど市長も言いましたが、そういうことで取り組むということの姿勢が出てるわけですが、現実には難しいものはありますが、やはりそういう方向というものを早く、それぞれの職員が意識を変えて取り組んでいかなければ、市民参画の行政というものはなかなか難しいのかなという風に思っておりますので、これらの機会に、またみんな話しながら、その方向に進めていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

おっしゃるとおり意識改革については、そのことについての例えば社員研修をこうやってやるという性格よりも、OJTというオンザ・ジョブ・トレーニングですか、そういう性格の教育をしていった方が効果的だと思いますが、やはりそこにこういうふうに変えていかないといけないという意識がないと、なかなかそういうふうになっていかないとということだと思ふんですね。

一方、住民の意識改革ですが、自己中心主義や無関心、お任せといった意識から、普段から社会全体のことを考えるようにしていくということが必要になると。そのためには根気強い啓蒙と、それから情報提供、情報共有により、意識を変えていく必要があると思ふんですね。ここの部分は非常に難しいところです。かなり粘り強く、根気よくやっていかなきゃいけないというふうに思ふんですが、この点について、ちょっと大まかな話でもいいですから、どのように考えておられますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

○総務企画部長(本間政一君)

市民が参画いただくということでの1つの手法的なものだというふうに思っておりますが、最近、地域を指定してプロジェクトを組んで、地域の課題をみんなでまとめたもので、1つの方向を出そうというような動きも出てきております。一昨年からですか、根知地域でのプロジェクトを組んだり、また、早川での藤の里プランについても、地域全体でつくろうじゃないかという。そのことをスタート時点にしてつくってきたわけですので、そういう考え方をそれぞれ市民の方からもお持ちいただいて、自分の地域で何かをまとめようじゃないか。そこに、じゃあ参画しようじゃないかという、そういう意識をまず持っていただくのが、自分のことにもつながるわけですので、早く関心を持って参画できるのかなというふうに思っています。言葉の中だけで言っても、なかなか現実そこに飛び込むというのは難しいわけですので、そういう事例があれば一番早く参画できるのかなと。

そういうことができるような環境を、また行政の方でも考えていかなきゃならんというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

身近な地域のプロジェクト等に参加してもらおうということからというのは、非常に現実的な話だ

というふうに思います。

そのようにして職員と市民の意識改革が進めば、連帯もうまくいくようになるということだと思いますが、しかし今の流れでいくと、非常に長い時間がかかると。よりそれを少しでも市民参加型社会をつくり上げる時期を、ある程度、でき上がったなと思える時期を早くしていくためには、仕組みづくりが重要なのではないかとこのように思いますね。

市民が参画することで、役所が単独で物事を進めるということに、ある意味縛りをかけたと、そういうことの決め事をつくる。そこで条例などをつくるというようなことをして、市民参画の手順を明らかにしていった方がいいんじゃないかということになるわけです。

合併以来、各種公募委員への募集数と応募数ですね、今把握できているものでいいですが、どのようになっていますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

○総務企画部長(本間政一君)

公募委員については、正確な数字はちょっとあれですが、2割から3割ぐらいの中で推移をしておると思っておりますが、目標では4割近くにしていきたいというような話で計画をつくってまして。

ただ、その中でなかなか、一番最初の方でも話をさせていただきましたが、同じ方が出たり、あるいはなかなか出てこないというのが、現実にはあるわけでありまして、それらをどのようにして高めていくかということも、1つの課題かなというふうに思っておりますが、まだまだ数字的には少ないかなというふうな感じを持っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

その現状からしますと、やはり繰り返しの話になりますが、意識改革の必要性、重要性ですね、それからその意識改革の手法、意識改革には情報伝達、情報共有が重要だということからすると、その手法を確立していかなければいけないということになるんだろうと思います。

そういうふうに系統立てて考えて、市民参画をどう推し進めていくかということに、なっていないかないけないんだろうと思いますね。

市民参加条例ということに入りますが、市民参加条例というものの策定というのを、検討したことはありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

○総務企画部長く本間政一君)

合併後については、正確にこのことを課題にしてやったことはないというふうに思っておりますが、これまでも旧糸魚川の議会の中でも、こういうことが論議をされておりました。北海道のニセコ町ですか、そこら辺で出たものが非常にどうかということでの話が出ましたが、そのときにも話をしておりますが、やはり現状の条例、あるいは自治法の中で、十分できるんじゃないかということで、先ほど市長が説明しておりますが、新たなものをつくらなくても、やっぱりそういう意識改革がまず先でありますので、そのことが先行して、条例をやったから、即、それに沿ってみんなが動くということは、なかなか難しいと思っております。現状の中で、やっていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

その辺がちょっと僕は違うと思えますね。例えば市民参加条例を定めることを市民参加でやればいいんですよ。本気で糸魚川市が市民参加型社会をつくろうというふうにしてるよというのを、さっき言った情報の提供と共有の大きなきっかけになる、それだけでも大きな意味がある。

先ほど市長の方から、自治基本条例のようなものは制定するつもりはないと言われましたが、自治基本条例というのは、ある程度ビジョンだとか、大枠の思想的なものを書いていると。もう1つ言いますと、自治基本条例は、自治体の最高規範としての他の条例や計画の指針となるものでありますね。

市民参加条例というのは、これはもうある意味、手順書ですよ、手順書。実際に具体的なことを決めていくというので、全く全然基本的にレベルが違うというふうに考えてもらっていいと思いますが、「自治」イコール「自分たちのことは自分たちで考え決定する」イコール「市民参加」という考えから、参加の権利や制度、手法を明文化していくわけですね。そういう意味で、市民参加条例の必要性がうかがえるわけです。

そのようなものを決めなくても、我々はちゃんとやりますよということと言おうと思えば言えます。今そういうことを言われてるわけですけど、物事をだれがやっても、所定の手順を踏まなければいけないようにするのが、システムづくりですよ、仕組みづくり。

だれがやっても最低ラインは確保できると、それ以上のことはどんどんやれますよということをやるのが、今言う市民参加条例の制定だということですね。

必要なことを具体的に定める条例があってこそ、だれがやっても最低ラインは維持できるというふうに私は考えるんですけども、部長、その辺はいかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

○総務企画部長(本間政一君)

一定の基準がなくても議員がおっしゃるように、ある程度の成果は出るんだろうと忠つていますが、先ほどから出ておりますようをこ、その過程の中でどうやって市民が参画したか、行政がどうやって取り組んだかということが必要であるし、それを実施するに当たっても仕組みだとか、手順を決めるべきじゃないかということ、議員からお話が出てるんだろうと思つてます。

条例的なもので、なかなか難しいということをお話しておりますが、方法とすればわかっておるような気持ちがありますが、現実にはなかなか難しいところもあります。先ほど話もしました計画、あるいは実施、あるいは評価を、そのような仕組みというものを、絶えず職員の中で考えながら進めていくということで、今のところ説明させていただきたいと思つていますが、今後はやっぱり全庁的に1つの政策を決めるときにどうかということ、また庁内でも考える必要があるのかなと。

総合計画の中で、このことを言ってくるわけですので、それらがやはり実になるようなものにするというのには、もう少し時間をいただいて、早い時期に中身を詰めていきたいというふうに思つております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

市民参加条例というのは1つの形でしてね、その形だけにこだわって言っているんじゃないです。何が何でもこれをつくれと言うんじゃないで、そういうシステムをつくればいいわけですね。

先ほど言った市民憲章制定委員会の審議の過程だって、例えばそういう委員会を組織して審議していく段階で、その審議過程をホームページ上で、また広報で市民に知らせるということ、この市民参加条例の中で決めておけば、さっきのような話にならないわけでしょう。ああ、それはうっかりしてましたという話で済んじゃうじゃないですか、今の段階だったら。だから手順を決めることの大切さと言うんですよ。

製造業や建設業では、手順書というのを物すごく大事にします。だれがやつても同じように、最低限のことはきちっとできるということを確保するためです、担保するためです。ぜひ今後検討していただきたいというふうに思います。

行政改革の方に移ります。

地区公民館体制の検討、見直しについてですが、制度的には各地域のよいところを取り入れるようにしていただきたいといます。もちろんそのように考えられていると思いますが、市民の負担金額の整合を図る問題などとは違って、これは住民自治、コミュニティの仕組みづくりですから、よいところを集めて、新しい制度をつくるべきであると思います。折衷案的な平均手法ではいけないというふうに思っていますが、念のために、この点についていかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

渡辺生涯学習課参事。〔教育委員会生涯学習課参事 渡辺辰夫君登壇〕

○教育委員会生涯学習課参事(渡辺辰夫君)

議員の言われる、各地域のよいところをきちんと把握をして進めるようにということでございまして、現在検討しております新しい組織における大きな課題が、1つには、これまで3地域で進められてきた運営方針を、最大限尊重することであるというふうに考えておりますので。ただ、こてでならしたように、全部同じことをやっていたかというような制度にはならないような、特徴のあるものは残していくような考え方で検討を進めたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

ありがとうございました。そのようにお願いします。

補助金、負担金の見直しですが、これは1番目の質問とも関連しますが、補助金の見直しについては行政改革の面からだけではなくて、市民参加、市民協働の側面からも理解を求めべきものもあるというふうに思います。

その場合、行政改革の対象となった事業の担当部署と、市民参加の担当部署の横の連携が不可欠になる。行政改革そのものの担当部署もそうですが、縦割り行政の弊害排除によって、各課の連携を深めなければなりません。補助金、負担金の見直し時には、この連携が十分にとられて検討されているかどうかについて、お願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

○総務企画部次長企画財政課長(織田義夫君)

お答えを申し上げます。

補助金、負担金の見直しにつきましては、一応、その都度、予算編成を通じましてやっております。各関係課とはその辺の十分ヒアリングをした上で、調整をしているという状況であります。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

十分ヒアリングをしてい、るというふうに言われましたけども、それが十分かどうかは、これはなかなか言い切れる話じゃないと思いますよ。それを十分にやってるというのであれば、例えばその一つ一つのことについて、それぞれの担当者が集まって、このことについてほかに影響がないかというようなことを、きちっと議論される場というのはあるわけですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

○総務企画部次長企画財政課長(織田義夫君)

お答えを申し上げます。

補助金、負担金の見直しにつきましては、平成19年度予算編成のときも、昨年、点検、精査をさせてもらっております。ただ一律的に、こういうふうなもので削減をするというような措置はしておりません。その1件1件、ケース・バイ・ケースで検討をしているという状況であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

横の連携をますます深めて、そういうような形でお願いしたいと思います。

使用料、手数料の見直しですが、見直しの際に考えてほしいのは、住民活動を活発にするための要素を考慮に入れてほしいということですね。受益者負担という考え方は、これは当然必要です。

一方、使用料を下げることで活動が活発になる。そして例えば市民の健康度が増し、結果的に市の財政負担は減るといような考え方をしていた方が、いいようなものもあると思うんですが、そういうふうに、さっきの話ともちょっと絡んできますけど、物をつくるときのライフサイクルコストじゃないですけど、市としての会計的なものの連鎖というものを考慮に入れて、検討していく部分も必要じゃないかというふうに思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

○総務企画部次長企画財政課長(織田義夫君)

お答えを申し上げます。

現在、使用料等につきましては、庁舎内で部会をつくって、総論から今検討しとる最中でありませう。そういう点では、今、同種の施設は同一の基準でやりたいとか、それから基本的には施設の利用料を、ある程度単価を設定した上で統一したいとか、それから減免基準につきましても、旧市町で一応まちまちなんですけども、その辺を統一したいということで検討しております。

そういう中では、特に、減免基準につきましては、それぞれその団体の性格、それから活動、それらのものを総合的に評価した上で、ケース・バイ・ケースで対応しななきゃならんのですけども、その辺を含めて、今現在、検討中であるということでありませう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

答えてもらったようで、微妙に答えてもらってないようなんですが、さっき言ったような要素を考慮に入れてほしいという話ですよね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

織田企画財政課長。〔総務企画部次長企画財政課長 織田義夫君登壇〕

○総務企画部次長企画財政課長(織田義夫君)

お答えを申し上げます。

今、総論の方の検討中でありますので、個々のものについては、なかなかあれですけども、ただ、各団体のその利用形態が、個人の利益のものなのか、それから公益性の高いものなのか、その辺から検討させてもらってるというものであります。

当然ながら市民の活動、いろんな活動がありますけども、その辺から今検討してるということで、ご理解を願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

決まってることは、言えないということだと思んですけど、私が話したような面も、検討の材料の中に入れてもらいたいと思います。

公共施設等の適正な民間委託の検討ですが、これまで民間委託を検討した施設、第三セクター、もしくは指定管理者にもう既に委託しているものを含めてありますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

本間総務企画部長。〔総務企画部長 本間政一君登壇〕

○総務企画部長(本間政一君)

実施計画の中でも上げてありますように、学校の管理、あるいは給食の問題、保育園、あるいは第三セクター的な事業的な業務について個々に上げて、見直しをするということで取り組んでいるところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

以前、親不知企画に対する指定管理委託を検討しているときに、溺翠ふるさと館の使用料の問題を、旧青海町議会のときの協議内容によって据え置きにしましたね。

本定例会に宿泊費の上限を定めた条例の改定が議案として提出されています。これは経営状況改善のために提出された議案だというふうに思いますが、このような経営状況を考えたときに、翡翠ふるさと館の入館料についても過去の経緯だけにとらわれずに、経営的観点からもう見直してもいいのではないかと思います。これについていかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

山崎青海事務所長。〔青海事務所長 山崎利行君登壇〕

○青海事務所長(山崎利行君)

今議員からお話のよに、ふるさと館につきましての状況につきましては、お話があったとおりでございます。今回の手数料、使用料の見直し、これらの中で、こういうような状況につきましても過去からの状況とあわせて、検討していきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

今、経営的に改善が迫られているわけですから、ぜひ検討の中に入れてもらってやっていただきたいと思えます。経営的には、縛りがあればあるほどやりにくいわけですからね。

職員の削減について伺いますが、「広報いといがわ」の5月号では、行政改革の実施計画にあるとおり、10年程度で100人の削減目標に向けて取り組んでいますとあります。この表現が非常にあいまいだということは、行革の委員会の中でも言われてるわけですが、私は100人の削減にこだわって聞いているんじゃないんですよ。何回聞いてもよくわからないので聞きますが、合併から10年程度と、この合併からというのは、合併した17年3月19日というのか、それともその直前をいうのか、その辺についてはっきりとお答えいただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

田村総務課長。〔総務課長 田村邦夫君登壇〕

○総務課長(田村邦夫君)

いわゆる行革の特別委員会の中で論議がありまして、いろいろな解釈の違いがあって混乱したんだろうと思っておりますが、1つの書いたもの、明文化したもので申し上げますと、いわゆる合併当

時の新市建設計画の中では、人件費については、いわゆる平成14年度対比において、合併後10年間で100名の削減だということで、これはあくまでも財政計画をつくるための推計ということで出しておるわけでありませう。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

私は何でこの質問をしたかといいますと、そういう今のようなお答えがありながら、なぜこの5月号の「公報いといがわ」に、このような表現を出すんですか。明らかに誤解を与えるじゃないですか、その辺、ちょっと疑問を持っておるわけですよ。いかがでしょうか。

○議長(五十嵐健一郎君)

暫時休憩します。

〈午前11時54分 休憩〉

〈午前11時57分 開議〉

○議長(五十嵐健一郎君)

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

田村総務課長。〔総務課長 田村邦夫君登壇〕

○総務課長(田村邦夫君)

大変失礼いたしました。

今回の5月号で広報に載っとるわけでありませう。いわゆる現状と課題の中で、職員の削減で合併から10年程度で100人の削減という形で上げておられます。

これはいわゆる新市建設計画等々の中から、いわゆる課題として10年程度で100人の削減が必要であるという課題として取り上げておるわけでありませう、その中の隣には、もう計画、目標というのが当然あるわけでありませう、その中では職員数の削減目標を掲げ、適正化を図ると。

○17番(伊藤文博君)

違うよ、取り組んでいますと書いてあるだろう。

○総務課長(田村邦夫君)

したがって、現状と課題の中で取り組んでおりますということで申し上げておる。

○17番(伊藤文博君)

現状でしょう、それは。

○総務課長(田村邦夫君)

そういうことです。したがって、新市建設計画に言われるそのものに向かって、取り組んでおるということでもあります。

ただ、行革の特別委員会の中では推計といたしまして、平成26年度末と言いますか、27年度では577人というような数字を上げさせていただきまして、具体的に掲げて、それを努力目標としたと。さらには、それを1年でも早く達成するような努力をすべきであるということで、取り組んでいくということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

僕が言ってるのは、誤解を招くような表現をするのはまずいでしょうと。さっきの市民参加のやつとも関連してきますが、情報提供をきちっとしなきゃいけないじゃないですか。これは実施計画やつを、その“まま持ってきた、これね。

それについてもう1回。現状で取り組んでいるって書いてあるでしょう、そこについて誤解を受けるじゃないですか、誤解を受けると思わないですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

栗林副市長。〔副市長 栗林雅博君登壇〕

○副市長(栗林雅博君)

先ほど市長が申し上げたとおり、最終目標年次を目指して頑張っておるわけですがけれども、今、

伊藤議員がおっしゃられたように、先ほどの100人の根拠ということでおっしゃられたものですから、その100人というのは、新市計画の中での100人を持ってきたわけです。

今回の広報について100人ということですので、ひとつの最終目標年次に向かっての合併後の新たな目標設定だというように、お受けとめいただきたいなというように思っております。

ですから、平成27年度における目標値は、いずれにしましても577という数字を目標にしておりますので、この数字が1年でも早く達成できるように努めてまいりたいということで、ご理解をいただきたいと、こう思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(五十嵐健一郎君)

伊藤議員。

○17番(伊藤文博君)

私は何が何でも100人減らせて、100人にこだわるとるわけじゃないんですよ。行政改革によって組織等業務分掌が変わって、適正な配置人員が変われば定員管理計画も変わりますよ。その観点から、また変更していくようであればならんというふうに思ってますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長(五十嵐健一郎君)

以上で、伊藤議員の質問が終わりました。

13時まで暫時休憩します。